

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

春日部市 介護保険課

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具（特殊寝台等）の貸与については、基本的に保険給付の対象外とされていますが、一部の品目については、**認定調査結果の内容等【表1】により、例外的に給付の対象とする場合があります。**

また、認定調査結果が一定の条件を満たさない場合であっても「**医師の意見（医学的な所見）**」により、市が「**必要と認められる**」と判断した場合は、貸与が可能となります。

【品目ごとの例外給付の取扱い】

ア	・車いす 及び 車いす付属品	認定調査結果が一定の条件を満たさない場合であっても、 「 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断 」することで貸与が可能となるため、 市への例外給付の申請は必要ありません。
イ	・特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	認定調査結果が一定の条件を満たさない場合は、「福祉用具貸与例外給付申請書」により市への申請が必要です。
ウ	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	
エ	・認知症老人 徘徊感知機器	
オ	・移動用リフト	【ア：車いす 及び 車いす付属品】と同じ (※但し、「昇降座椅子」については、「2-1 移乗」の条件を満たさなければ市への例外給付の申請が必要です)
カ	・自動排泄処理装置	用具の機能を鑑み、例外給付の想定をしていません。

【表1】 認定調査結果等による貸与の条件

対象となる福祉用具	例外給付の対象となる者	要介護認定結果等による貸与の条件	
		項目番号	福祉用具貸与の条件
ア ・車いす 及び 車いす付属品	●次のいずれかに該当する者		
	①日常的に歩行が困難な者	1-7	歩行「3:できない」 何かにつかまったり支えられても歩行が不可能であるため、車いすを利用しなければならない、あるいはどのような状況であっても歩行ができない場合をいう。 寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。
			主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 〈認定調査項目にない〉		

【表1】 認定調査結果等による貸与の条件

対象となる福祉用具		例外給付の対象となる者	要介護認定結果等による貸与の条件	
			項目番号	福祉用具貸与の条件
イ	・特殊寝台 及び ・特殊寝台付属品	●次のいずれかに該当する者		
		①日常的に起き上がりが困難な者	1-4	起き上がり「3:できない」 介助なしでは自力で起き上がることができない等、起き上がりに介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできていても、最後の部分で介助が必要である場合も含まれる。
		②日常的に寝返りが困難な者	1-3	寝返り「3:できない」 介助なしでは自力で寝返りができない等、寝返りに介助が必要な場合をいう。
ウ	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	●日常的に寝返りが困難な者	1-3	寝返り「3:できない」 介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに介助が必要な場合をいう。
エ	・認知症老人 徘徊感知機器	●次のいずれにも該当する者		
		①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1	意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 「3-2」～「3-7」のいずれかが「2. できない」または 「3-8」～「4-15」のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		②移動において全介助を必要としない者	2-2	移動「4. 全介助」以外
オ	・移動用リフト (つり具の部分を除く)	●次のいずれかに該当する者 ※ただし、「昇降座椅子」については、「2-1 移乗」の条件を満たさなければならない。		
		①日常的に立ち上がりが困難な者	1-8	立ち上がり「3. できない」 自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。
		②移乗が一部介助・全介助を必要とする者	2-1	移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 自分では移乗ができないために、介護者が手を添える、体を支えるなどの「移乗」の行為の一部に介助が行われる場合をいう。 自分では移乗ができないために、介護者が抱える、運ぶ等の「移乗」の介助全てが行われている場合をいう。
		③生活環境において段差の解消が必要と認められる者 《認定調査項目にない》		主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。
カ	自動排泄処理装置	●次のいずれにも該当する者		
		①排便が全介助を必要とする者	2-6	排便「4. 全介助」
		②移乗が全介助を必要とする者	2-1	移乗「4. 全介助」

※「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について
(平成18年8月14日厚生労働省老健局事務連絡)から抜粋